

第270回「地域の会」定例会資料〔前回定例会以降の動き〕

【不適合関係】

- ・11月13日 核物質防護に関する不適合情報 [P. 2]
- ・11月27日 核物質防護に関する不適合情報 [P. 7]

【発電所に係る情報】

- ・11月13日 (運転保守状況) 6号機及び7号機監視測定設備の機能喪失による運転上の制限の逸脱について(区分: II) [P. 9]
- ・11月14日 トラックからの油漏れについて(区分: III) [P. 10]
- ・11月20日 当社原子力発電所における原子力規制庁による2025年度第2四半期の原子力規制検査等の結果について [P. 11]
- ・11月26日 KK6安全対策共同事業株式会社の会社解散について [P. 14]
- ・11月27日 (運転保守状況) 6号機及び7号機監視測定設備の機能喪失による運転上の制限の逸脱について(区分: II) [P. 15]
- ・11月27日 6号機及び7号機監視測定設備の機能喪失による運転上の制限の逸脱からの復帰について(区分: II) [P. 16]
- ・11月28日 柏崎刈羽原子力発電所6号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事計画認可の申請について [P. 17]

【その他】

- ・11月21日 人事通知 [P. 19]
- ・12月3日 柏崎刈羽原子力発電所に関するコミュニケーション活動等の取り組み [P. 20]

【福島第一原子力発電所に関する主な情報】

- ・11月27日 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況 [別紙]

<参考>

当社原子力発電所の公表基準（平成15年11月策定）における不適合事象の公表区分について

区分: I	法律に基づく報告事象等の重要な事象
区分: II	運転保守管理上重要な事象
区分: III	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象
その他	上記以外の不適合事象

以上

核物質防護に関する不適合情報

2025年10月14日(火)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関する情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、
発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関する不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

- | | |
|-------------|----|
| 1. 公表区分 I | 0件 |
| 2. 公表区分 II | 0件 |
| 3. 公表区分 III | 0件 |
| 4. 公表区分その他 | 2件 |

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	監視カメラが、正常に動作しないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。	2025/5/10	
2	侵入検知器が、不法行為等がないにも関わらず動作し続けることを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。	2025/9/29	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2025年10月20日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、
発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関する不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分 I 0件

2. 公表区分 II 0件

3. 公表区分 III 0件

4. 公表区分その他 2件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	監視カメラの一部機能が、正常に動作しないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。	2024/12/12	
2	監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。	2025/10/4	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2025年10月27日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、
発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関する不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分 I 0件

2. 公表区分 II 0件

3. 公表区分 III 0件

4. 公表区分その他 3件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	侵入検知器が、正常に動作しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の検知機能は、代替措置にて維持した。	2025/10/2	
2	侵入検知器が、正常に動作しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の検知機能は、代替措置にて維持した。	2025/9/3	
3	監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。	2025/10/18	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2025年11月4日(火)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、
発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関する不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分 I 0件

2. 公表区分 II 0件

3. 公表区分 III 1件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	監視カメラの映像が、映らないことを確認した。 調査の結果、盤内作業に伴う電源停止により、当該の監視カメラの映像が停止していたことを確認した。 盤内作業の終了に伴い、正常な状態に復旧した。 対策として、盤内作業における作業影響の確認手順を見直した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。	2025/7/3	

4. 公表区分その他 5件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	核物質防護上の扉における付属機器が、一部正常に動作しないことを確認した。 障壁機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。	2024/1/23	
2	監視カメラの映像が、正常に映らないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。	2024/8/23	
3	侵入検知器が、正常に動作しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。	2025/7/21	
4	侵入検知器が、不法行為等がないにも関わらず動作し続けることを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換・調整し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。	2025/9/3	
5	監視カメラの映像を切断したところ、別の監視カメラの映像が映らなくなった。 監視機能は維持。 調査の結果、誤った配線で施工したことを確認したため、配線を修正し、正常な状態に復旧した。 対策として、設備点検の手順書を見直した。	2025/9/17	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2025年11月10日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関する情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、
発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関する不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

- | | |
|-------------|----|
| 1. 公表区分 I | 0件 |
| 2. 公表区分 II | 0件 |
| 3. 公表区分 III | 0件 |
| 4. 公表区分その他 | 3件 |

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。	2025/9/7	
2	倒木により核物質防護上の障壁の一部が損傷していることを確認したため、当該箇所を交換し、 正常な状態に復旧した。 なお、侵入防止機能は維持しており、不審者や不審物もなかったことを確認している。	2025/9/29	
3	防護区域境界の車両点検時に通行証の車番相違を発見したものの、業務指示書に則った形で報告が されなかつたため、正しい手順での入退域管理ができなかつた。 調査の結果、警備員が業務指示書の内容を誤認していたため、業務指示書における本事象の取扱い を関係者に周知した。	2025/9/24	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2025年11月17日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関する不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/op/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分 I 0件

2. 公表区分 II 2件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	<p>2025年6月16日、警備を担当する協力企業へ配布している核物質防護関係のマニュアル(管理情報)を最新版に差し替えるため、マニュアルを綴じているファイルを回収したところ、ファイル末尾に、複写台帳に記録のない核物質防護秘密の一部(抜粋資料)が含まれていることを、当社セキュリティ部門社員が発見した。</p> <p>当該資料は、2017年7月に当時の当社セキュリティ部門社員が、当該企業から業務委託書に記載のある文書の提供を求められた際、資料の抜粋版であれば核物質防護秘密に該当しないと誤認識し、上司の許可取りや台帳への記録をせずに当該企業へ複写したものを共有していた。</p> <p>当該企業は、当社から配布された管理情報を一覧表に記録し、施錠保管していたが、当該資料は抜粋版であったことから、この一覧表に記載していなかった。</p> <p>当発電所のセキュリティ部門の情報管理責任者は、年1回以上、核物質防護情報の保管・管理状況について確認することとなっていたが、当社の台帳と協力企業の一覧表を突き合わせる運用としていたため、双方に記載のない抜粋版の存在に気付かなかったもの。</p> <p>なお、当該資料は業務上必須のものでは無かつたため、今回、当社が確認するまでに閲覧された形跡が無く、また、当該企業から外部への情報漏えいも確認されていない。</p>	2025/6/16	<p>【2025年11月20公表済】</p> <p>URL:</p> <p>https://www.tepco.co.jp/press/release/2025/pdf4/25x2601.pdf</p>
2	<p>2025年7月17日(木)、持込申請がされていない工具が立入制限区域、周辺防護区域、防護区域境界の荷物点検を通過し、防護区域内へ持ち込まれたことを確認した。</p> <p>2025年7月23日(水)、持ち込んだ工具が故障したため、持込申請していない新品の工具を持ち込むようしているところを周辺防護区域での荷物点検にて発見した。</p> <p>その際に、協力企業社員より7月17日に別の工具を防護区域へ持ち込んでいると話があり判明したものの。</p> <p>協力企業社員は、当該工具を規制対象物品リストの対象外と誤認識し、持込申請をしていなかった。</p> <p>また、当該工具を立入制限区域、周辺防護区域、防護区域で異なる警備員が確認をしたが、規制対象物品リストの掲載写真と明らかに形状が違う状態であったことから、規制対象物品であると判別できず、持ち込みを認めた。</p> <p>なお、現場設備に妨害破壊行為等の痕跡はなく、不審者や不審物もなかつたことを確認済み。</p>	2025/7/23	

3. 公表区分III 0件

4. 公表区分その他 6件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	<p>監視カメラの一部機能が、正常に動作しないことを確認した。</p> <p>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。</p> <p>なお、不具合発生期間中の監視機能は代替措置にて維持した。</p>	2024/11/24	
2	<p>監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。</p> <p>監視機能は維持。</p> <p>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。</p>	2025/9/21	
3	<p>監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。</p> <p>監視機能は維持。</p> <p>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。</p>	2025/10/26	
4		2025/10/29	
5	<p>核物質防護上の障壁の一部に変形を確認したことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。</p> <p>なお、侵入防止機能は維持できていたこと及び、現場設備に妨害破壊行為等の痕跡はなく、不審者や不審物もなかつたことを確認した。</p>	2025/11/2	
6	<p>監視カメラの映像が、映らないことを確認した。</p> <p>監視機能は維持。</p> <p>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。</p>	2025/11/3	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2025年11月25日(火)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関する情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、
発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関する不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分 I 0件

2. 公表区分 II 0件

3. 公表区分 III 2件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	周辺防護区域境界の車両点検で、警備員が、申請されていない重機(高所作業車)を発見した。 原因として、重機が申請対象に追加されたばかりであり、正門での車両点検において、当該重機の運転手および警備員が、許可が必要な重機ではないと誤認識していた。 対策として、点検体制と運用の見直しを行い、警備員に対して周知と再教育を行った。 なお、当該重機は速やかに構外へ退出させ、防護措置への影響はなかった。	2025/5/29	
2	周辺防護区域境界の車両点検で、警備員がトラック寝台部の下に持込申請がされていない工具(ハンマー)があることを発見した。当該トラックは、当日朝にも周辺防護区域に入域していたが、その際は、発見できていなかった。 原因として、当該車両の運転手は、車内に工具が積載されていることを認識していなかった。また、正門での車両点検、および朝の周辺防護区域境界での車両点検において、警備員は、車内を確認した際、トラック寝台部の下が開けられる構造であると思わず、当該工具の積載を発見できなかった。 対策として、点検体制と運用の見直しを行い、警備員に対して周知と再教育を行った。 なお、持ち込まれた物品は速やかに構外へ搬出し、防護措置への影響はなかった。	2025/6/23	

4. 公表区分その他 0件

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

プレス公表（運転保守状況）

公表日	2025年11月2日		
号機	6、7	件名	監視測定設備の機能喪失による運転上の制限の逸脱について（区分：Ⅱ）
<p>【事象の発生】</p> <ul style="list-style-type: none">・2025年11月2日午前11時00分頃、5号機中央制御室の屋外放射線監視端末に異常を示すメッセージが表示され、現場調査を行ったところ、5号機緊急時対策所にある緊急時対策支援システムの伝送装置の一部が停止していました。・この伝送装置には重大事故等対処設備である監視測定設備（可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置）が繋がるものとなっており、午後3時10分に6号機及び7号機の保安規定第66条-15-1の運転上の制限を逸脱したものと判断しました。・なお、当該監視測定設備で測定するデータについては、通常の環境モニタリングで対応しております。・また、本事案による原子炉及び使用済燃料プールへの直接的な影響はありません。			
(2) ②			
<p>② (午後3時10分開始)</p> <p>代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する (通常の環境モニタリングにて対応できていることを確認)</p>			
(2025年11月2日にお知らせ済み)			
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none">・調査をしたところ、5号機緊急時対策所内にあるデータ伝送用機器類の電源装置にエラーが出ていることを確認しました。・現在は応急処置を実施し、伝送機能は通常状態に復帰しております。・引き続き、LCO復帰に向け、早急に原因調査・特定を進めてまいります。			

2

2025年11月14日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

区分：III

号機	—	
件名	トラックからの油漏れについて	
不適合の概要	<p>2025年11月13日午後2時00分ごろ、荒浜側周辺防護区域内において、土砂運搬作業中のトラックが後退した際、仮置した杭をタイヤで踏み、杭が燃料タンクに刺さったことにより、タンク内の軽油が漏れました。</p> <p>公設消防による現場確認の結果、漏れた軽油の量は、地面へ約20リットル、受け皿へ約30リットルの計50リットルであり、火災の恐れは無いと判断されております。</p> <p>また、地面に漏れた軽油に対して、その場で中和剤にて処理を実施しております。</p> <p>なお、漏れた軽油の港湾への流出は確認されておりません。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / 	<損傷の程度> <input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中
対応状況	本事象を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。	

当社原子力発電所における原子力規制庁による
2025年度第2四半期の原子力規制検査等の結果について

2025年11月20日
東京電力ホールディングス株式会社

本日の原子力規制委員会において、原子力規制庁が2025年度第2四半期に実施した原子力規制検査等の結果（核物質防護関係）が報告され、当社原子力発電所に関する事案について、2件の検査指摘を受けました。

＜柏崎刈羽原子力発電所（核物質防護関係）＞

- ・柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）：

2017年当時の秘密情報の取扱い

・・・重要度の評価：緑^{※1} 深刻度の評価：SLIV（通知なし）^{※2}

- ・柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）：

規制対象物品の立入制限・周辺防護・防護区域への持込

・・・重要度の評価：緑^{※1} 深刻度の評価：SLIV（通知なし）^{※2}

当社は、今回の事案を踏まえた再発防止策を実施するとともに、改善が一過性のものとならないよう、引き続き取り組んでまいります。

※1 重要度の評価「緑」

「重要度の評価」は、事業者が行う安全活動の劣化の重要度により「赤」「黄」「白」「緑」の順に4段階で評価される。重要度の評価「緑」は、安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準のものに適用。

※2 深刻度の評価「SLIV」

「深刻度の評価」は、原子力規制検査において特定された違反の深刻度に応じて「SL I」「SL II」「SL III」「SL IV」の4段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価される。深刻度「SLIV」は、原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たものも適用。

別紙：柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適合案件について（概要）

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関する不適合案件について（概要）

2025年11月20日

東京電力ホールディングス株式会社

■柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）：

2017年当時の秘密情報の取り扱い

〈事案概要〉

- 2025年6月16日、警備を担当する協力企業へ配布している核物質防護関係のマニュアル（管理情報）を最新版に差し替えるため、マニュアルを綴じているファイルを回収したところ、ファイル末尾に、複写台帳に記録のない核物質防護秘密の一部（抜粋資料）が含まれていることを、当社セキュリティ部門社員が発見した。
- 当該資料は、2017年7月に当時の当社セキュリティ部門社員が、当該企業から業務委託書に記載のある文書の提供を求められた際、資料の抜粋版であれば核物質防護秘密に該当しないと誤認識し、上司の許可取りや台帳への記録をせずに当該企業へ複写したものを作成していた。
- 当該企業は、当社から配布された管理情報を一覧表に記録し、施錠保管していたが、当該資料は抜粋版であったことから、この一覧表に記載していなかった。
- 当発電所のセキュリティ部門の情報管理責任者は、年1回以上、核物質防護情報の保管・管理状況について確認することとなっていたが、当社の台帳と協力企業の一覧表を突き合わせる運用としていたため、双方に記載のない抜粋版の存在に気付けなかったもの。
- なお、当該資料は業務上必須のものでは無かったため、今回、当社が確認するまでに閲覧された形跡が無く、また、当該企業から外部への情報漏えいも確認されていない。

〈原因〉

- 2017年当時、当該セキュリティ部門社員は、本資料が秘密情報に指定されていることや、許可なく協力企業に渡してはいけないことは認識していた。一方で、抜粋版であれば、核物質防護秘密に該当しないと誤認識し、上司の許可や台帳への記録をせずに当該企業へ提供していた。
- 当時は、一人で秘密情報へのアクセス、複写ができる状況であった。
- 当社、当該企業の双方で資料の受け渡しが台帳管理されておらず、当該資料が企業側で保管されていることを把握出来なかった。

〈対策〉

- 情報管理教育の充実
- 秘密情報にアクセスする際は2人ルール化
- 複写防止用紙による秘密情報の管理
- 情報保護区域内へのカメラ設置
- 核物質防護情報の保管・管理状況を確認する際、実際の文書と台帳を突きあわせる運用に変更 等

■柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）：

規制対象物品の周辺防護・防護区域への持込

〈事案概要〉

- ・ 2025年7月17日（木）、持込申請がされていない工具が立入制限区域、周辺防護区域、防護区域境界の荷物点検を通過し、防護区域内へ持ち込まれたことを確認した。
- ・ 2025年7月23日（水）、持ち込んだ工具が故障したため、持込申請していない新品の工具を持ち込もうとしているところを周辺防護区域での荷物点検にて発見した。その際に、協力企業社員より7月17日に別の工具を防護区域へ持ち込んでいると話があり判明したもの。
- ・ 協力企業社員は、当該工具を規制対象物品リストの対象外と誤認識し、持込申請をしていなかった。
- ・ また、当該工具を立入制限区域、周辺防護区域、防護区域で異なる警備員が確認をしたが、規制対象物品リストの掲載写真と明らかに形状が違う状態であったことから、規制対象物品であると判別できず、持ち込みを認めた。
- ・ なお、現場設備に妨害破壊行為等の痕跡はなく、不審者や不審物もなかったことを確認済み。

〈原因〉

- ・ 協力企業社員、警備員は規制対象物品リストを確認したが、いずれも当該工具が持込申請対象外と誤認識した。
- ・ 当社の工事主管部門の担当者は、協力企業社員から仮置申請を提出された際に持込申請対象物品のすべてが申請されているかを確認しなかった。

〈対策〉

- ・ 規制対象物品リストの見直し、教育
- ・ 工事主管部門に対し、全ての規制対象物品がセキュリティ側に持ち込み申請されているかを確認する運用に変更 等

以 上

KK6 安全対策共同事業株式会社の会社解散について

2025 年 11 月 26 日
東京電力ホールディングス株式会社
東芝エネルギーシステムズ株式会社

東京電力ホールディングス株式会社及び東芝エネルギーシステムズ株式会社は本日、両社の合弁会社である KK6 安全対策共同事業株式会社（以下「KS6」）を解散することを決定しましたので、お知らせいたします。

KS6 は、2020 年 6 月 17 日の設立以来、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の安全対策工事に係る発電用原子炉及び関連設備・システムに関するプロジェクトの運営、設計及び工事の管理などを担ってまいりました。

この度、両社は KS6 が管轄している柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の安全対策工事が 2025 年 7 月までに一通り実施されたことを確認したため、KS6 は設立目的を達成したものと判断しました。今後、11 月 30 日に解散し会社を清算いたします。

【今後の日程】

清算結了 2026 年 3 月予定

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

プレス公表（運転保守状況）

公表日	2025年11月2日		
号機	6、7	件名	監視測定設備の機能喪失による運転上の制限の逸脱について（区分：Ⅱ）

【事象の発生】

- ・2025年11月2日午前11時00分頃、5号機中央制御室の屋外放射線監視端末に異常を示すメッセージが表示され、現場調査を行ったところ、5号機緊急時対策所にある緊急時対策支援システムの伝送装置の一部が停止していました。
- ・この伝送装置には重大事故等対処設備である監視測定設備（可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置）が繋がるものとなっており、午後3時10分に6号機及び7号機の保安規定第66条-15-1の運転上の制限を逸脱したものと判断しました。
- ・なお、当該監視測定設備で測定するデータについては、通常の環境モニタリングで対応できています。
- ・また、本事案による原子炉及び使用済燃料プールへの直接的な影響はありません。
- ・保安規定で要求される措置として、以下の内容を実施しております。

① 当該設備を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する
(午後3時10分開始)
代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する
(通常の環境モニタリングにて対応できていることを確認)

(2025年11月2日にお知らせ済み)

- ・調査をしたところ、5号機緊急時対策所内にあるデータ伝送用機器類の電源装置にエラーが出ていることを確認しました。
- ・現在は応急処置を実施し、伝送機能は通常状態に復帰しております。

(2025年11月13日にお知らせ済み)

【対応状況】

- ・エラーの発生していた電源装置について、21日に後継機種へ取替を実施しました。
- ・本日（27日）、取替を行った電源装置を含めた監視測定設備の使用前事業者検査を行い、運転上の制限の逸脱から復帰予定です。

6号機及び7号機 監視測定設備の機能喪失による運転上の制限の逸脱からの復帰について
(公表区分Ⅱ)

2025年11月27日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

2025年11月2日午前11時00分頃、5号機中央制御室の屋外放射線監視端末に異常を示すメッセージが表示され、現場調査を行ったところ、5号機緊急時対策所にある緊急時対策支援システムの伝送装置の一部が停止していました。

この伝送装置には重大事故等対処設備である監視測定設備（可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置）が繋がるものとなっており、午後3時10分に6号機及び7号機の保安規定第66条-15-1の運転上の制限を逸脱したものと判断し、保安規定で要求される以下の代替措置を実施しておりました。

- ・当該設備を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する
(午後3時10分開始)
- ・代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する
(通常の環境モニタリングにて対応できていることを確認)

[\(2025年11月2日お知らせ済み\)](#)

調査の結果、5号機緊急時対策所内にあるデータ伝送用機器類の電源装置にエラーが出ていることを確認したため、後継機種へ取替を実施しました。

取替を行った電源装置を含めた監視測定設備の使用前事業者検査を行い、データ伝送が正常に動作することを確認したため、11月27日午後6時26分に、運転上の制限の逸脱から復帰したと判断しました。

引き続き、伝送装置の一部が停止した原因について調査してまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の特定重大事故等対処施設に関する
設計及び工事計画認可の申請について

2025 年 11 月 28 日
東京電力ホールディングス株式会社

当社は本日、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の特定重大事故等対処施設について、設計及び工事計画認可申請を原子力規制委員会へ行いました。

今回の申請は、早期の完成を目指すため複数回に分割した申請のうち第 2 回目であり、特定重大事故等対処施設における機械・電気設備の一部が対象となります。

なお、第 1 回目につきましては 2025 年 2 月 27 日に申請をしており、2025 年 9 月 29 日に認可をいただいております。

([2025 年 2 月 27 日](#) 及び [2025 年 9 月 30 日](#) お知らせ済み)

今後、準備が整い次第、他の設備等についても申請を行い、引き続き、同委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

○ 特定重大事故等対処施設

発電所への意図的な航空機衝突等による大規模な損壊で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉圧力容器の減圧、注水機能や原子炉格納容器の減圧・冷却機能等を備えた施設

【添付資料】

- ・柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の特定重大事故等対処施設の概要と許認可申請の状況

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
広報室 原子力報道グループ 03-6373-1111（代表）

柏崎刈羽原子力発電所 6号機の特定重大事故等対処施設の概要と許認可申請の状況

概要

○特定重大事故等対処施設は、発電所への「意図的な航空機衝突等による大規模な損壊」で広範囲に設備が使えない事態において、原子炉格納容器の破損を防止するためのバックアップ施設。

※新規制基準に伴う重大事故等対処施設（SA設備）が整う中においては、特定重大事故等対処施設がないと直ちに重大事故の発生や拡大防止に支障が生じるようなものではない。

○主な設備は以下のとおり

①減圧設備：

特定重大事故等対処施設から減圧装置を動作させ、原子炉圧力容器を減圧

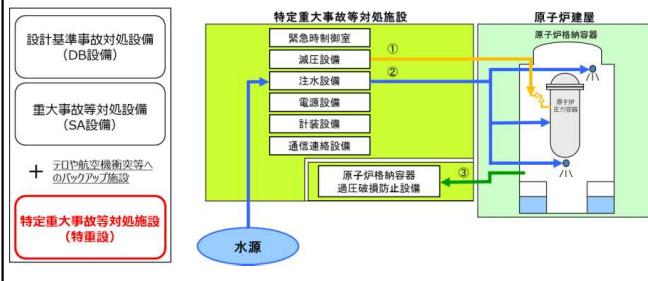
②注水設備：

特定重大事故等対処施設の水源から原子炉圧力容器や原子炉格納容器へ注水

③原子炉格納容器過圧破損防止設備（地下式フィルタベント）：

原子炉格納容器の過圧破損を防止するために、原子炉格納容器の圧力を逃がし、フィルタで放射性物質を低減後、屋外に排気

【概要図】



進捗状況

○設置変更許可状況

- ・2022.8.17 「特定重大事故等対処施設」 設置変更許可を取得
- ・2023.10.25 特定重大事故等対処施設の一部構築物の構造変更に伴う設置変更許可を取得
- ・2025.2.27 工事計画変更届出を提出
(工事完了時期を31年9月に変更)

○設計及び工事計画認可の分割申請状況

- ・2025.2.27 「特定重大事故等対処施設」の分割申請の第1回を申請
- ・2025.7.31 第1回申請書の補正（審査内容の反映）
- ・2025.9.5 第1回申請書の補正（記載の適正化）
- ・2025.9.29 第1回申請の認可
- ・2025.11.28 「特定重大事故等対処施設」の分割申請の第2回を申請

○工程表

年度	2013	2014	…	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
審査														
特定重大事故等対処設備 (SA設備)														
設計変更許可申請(特定重大事故等対処施設) (申請2014.12.15 許可取得2022.8.17)														
+ ディスクロジメント等のバックアップ施設														
特定重大事故等対処設備 (SA設備)														
設計変更許可申請(一部構築物の構造変更) (申請2023.3.14 許可取得2023.10.25)														
設計及び工事計画認可申請 (分割申請の第1回) (申請 2025.2.27) (補正 2025.7.31, 9.5) ▼ (分割申請の第1回の認可 2025.9.29)														
設計及び工事計画認可申請 (分割申請の第2回) (申請2025.11.28) 【今回】														
6号機工事														
実績 計画														

2025.11現在

TEPCO



Press Release

2025年11月21日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

以下の通り人事異動がありましたので、お知らせいたします。

日付	新役職	現役職	氏名
2025.12.1	<課長級> 原子力人財育成センター (人財開発プロジェクト担当) (柏崎刈羽原子力発電所駐在) 兼 運転育成グループ	柏崎刈羽原子力発電所第一運転管理部 作業管理グループ 兼 第一運転管理部当直長	くまがい やすし 熊谷 泰志

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所 広報部 報道グループ 0257-45-3131（代表）

柏崎刈羽原子力発電所に関する コミュニケーション活動等の取り組み

2025年12月3日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

- コミュニケーションベースや、ニュースアトムの返信用ハガキ、当社SNSのコメント欄等でいただく、「〇〇について知りたい」「〇〇はどうなっているの？」といった声にお応えし、発電所では定期的に動画作成を行っております。
- 動画の中には、1分以内に要点を纏めたショート動画も作成しております。

Q.新入社員の教育って どうしているの？



新入社員がどのように教育を受けているか等をご紹介

ショート動画でも安全対策 についてご紹介

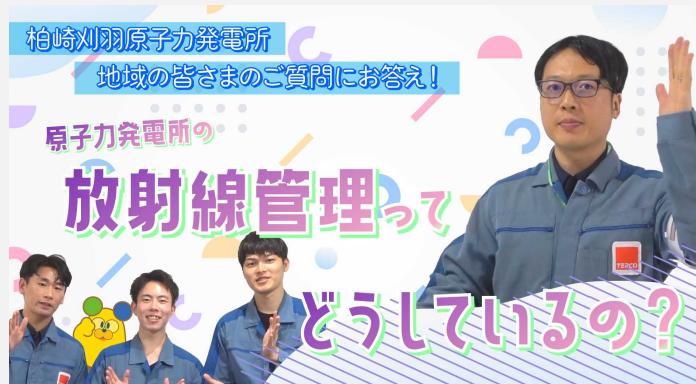


Q.6号機の状況が知りたい



6号機の健全性確認の進捗状況をご紹介

Q.発電所の放射線管理どうしているの？



放射線の管理の必要性と、重要なポイントをご紹介

その他、動画についても
YouTubeにて公開中 ⇒



今後も、地域の皆さまからの声を傾聴し、広く皆さんに発電所の状況をお伝えできるよう、努めてまいります。

廃炉・汚染水・処理水対策の概要

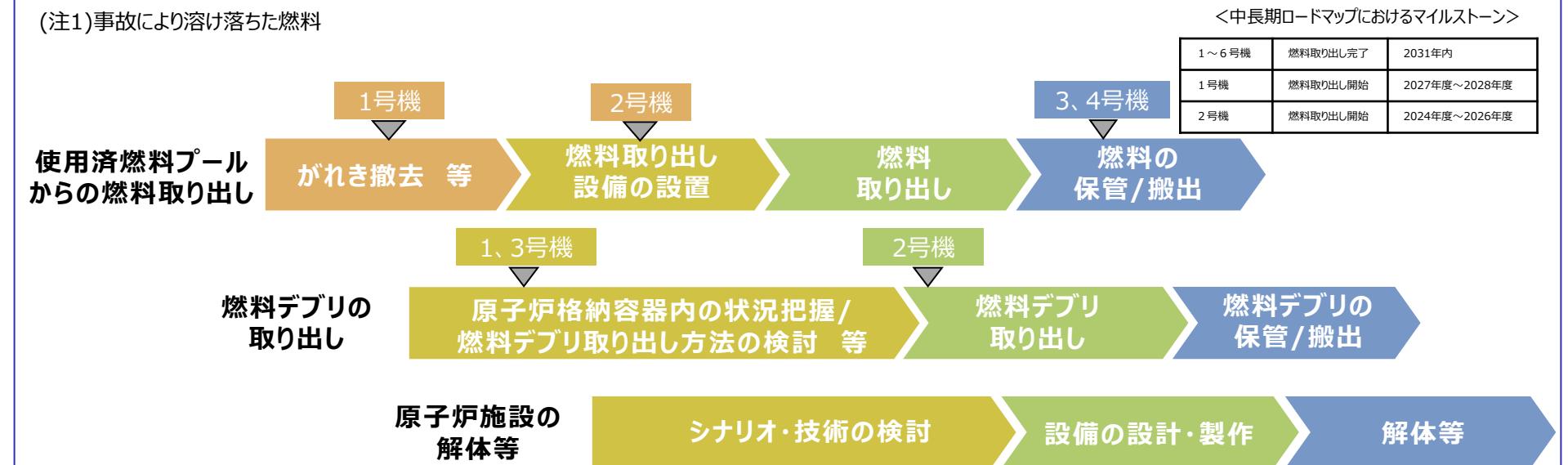
2025年11月27日
廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合/事務局会議

「廃炉」の主な作業項目と作業ステップ

使用済燃料プールからの燃料取り出しは、2014年12月22日に4号機が完了し、2021年2月28日に3号機が完了しました。2号機燃料デブリの試験的取り出しは、2024年9月10日より着手し、中長期ロードマップにおけるマイルストーンのうち「初号機の燃料デブリ取り出しの開始」を達成しました。

引き続き、1、2号機の燃料取り出し、1、3号機燃料デブリ(注1)取り出しの開始に向け順次作業を進めています。

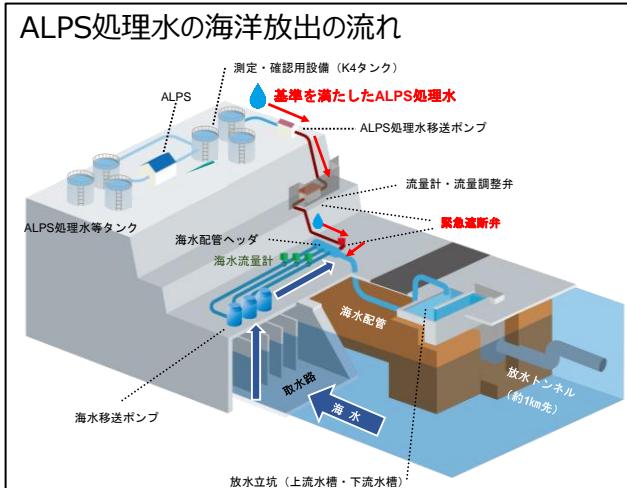
(注1)事故により溶け落ちた燃料



処理水対策

多核種除去設備等処理水の処分について

ALPS処理水の海洋放出に当たっては、安全に関する基準等を遵守し、人および周辺環境、農林水産品の安全を確保してまいります。また、風評影響を最大限抑制するべく、強化したモニタリングの実施、第三者による客観性・透明性の確保、IAEAによる安全性確認などに継続的に取り組むとともに、正確な情報を透明性高く、発信していきます。



汚染水対策 ~3つの取組~

(1) 3つの基本方針に従った汚染水対策の推進に関する取組

①汚染源を「取り除く」 ②汚染源に水を「近づけない」 ③汚染水を「漏らさない」

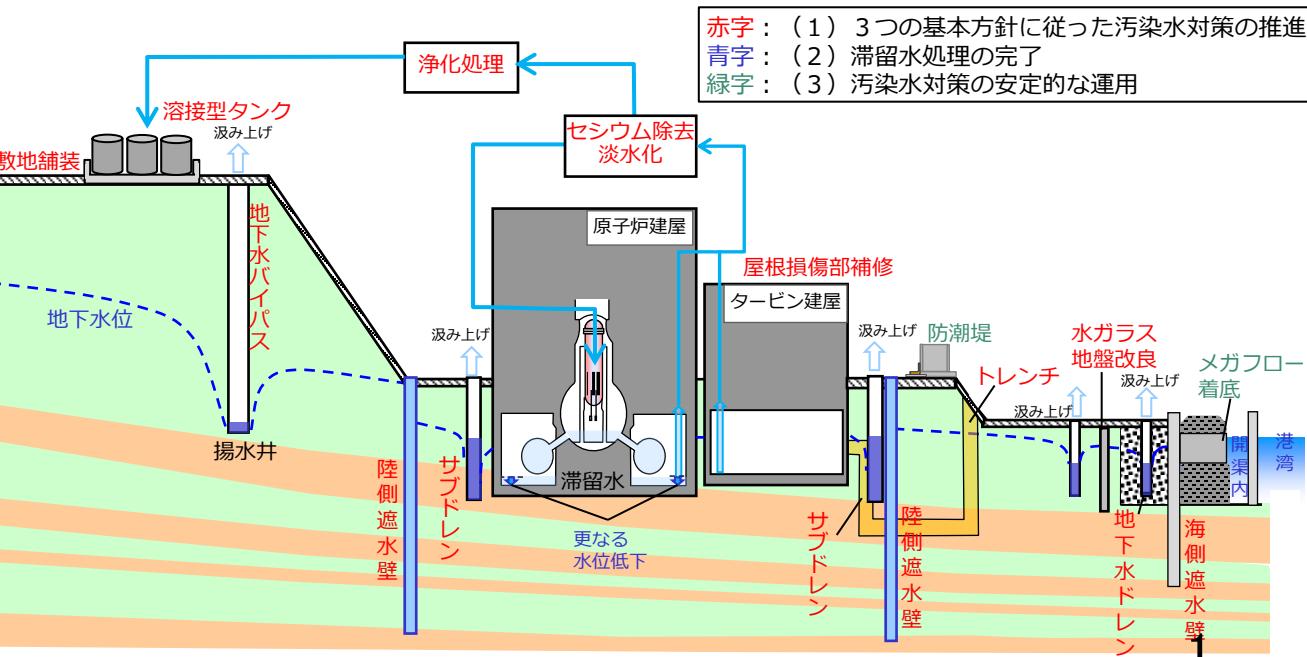
- 建屋滞留水（汚染水）は、まず、セシウム吸着装置（SARRY・KURION）により、セシウムとストロンチウムを低減します。その後、多核種除去設備（ALPS）での処理を行い、溶接型タンクで保管しています。
- 陸側遮水壁、サブドレン等の重層的な汚染水対策により、建屋周辺の地下水位を低位で安定的に管理しています。また、建屋屋根の損傷部の補修や構内のフェーシング等により、汚染水発生量は抑制傾向で、対策前の約540m³/日（2014年5月）から約70m³/日（2024年度）まで低減し、2023年度に達成した「平均的な降雨に対して、2025年内に100m³/日以下に抑制」を2024年度においても維持していることを確認しました。
- 汚染水発生量の更なる低減に向けて対策を進め、2028年度までに約50～70m³/日に抑制することを目指します。

(2) 滞留水処理の完了に向けた取組

- 建屋滞留水水位を計画的に低下させるため、滯留水移送装置を追設する工事を進めています。
- 2020年に1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋を除く建屋内滯留水処理が完了しました。
- ダストの影響確認を行なながら、滯留水の水位低下を図り、2023年3月に各建屋における目標水位に到達し、1～3号機原子炉建屋について、「2022～2024年度に、原子炉建屋滯留水を2020年末の半分程度に低減」を達成しました。
- プロセス主建屋、高温焼却炉建屋の地下階に、震災直後の汚染水対策の一環として設置したゼオライト土嚢等について、線量低減策および安定化に向けた取組を進めています。

(3) 汚染水対策の安定的な運用に向けた取組

- 津波対策として、建屋開口部の閉止対策を実施し、防潮堤設置工事が完了しました。また、豪雨対策として、土嚢設置による直接的な建屋への流入を抑制するとともに、排水路強化等を計画的に実施していきます。



東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）

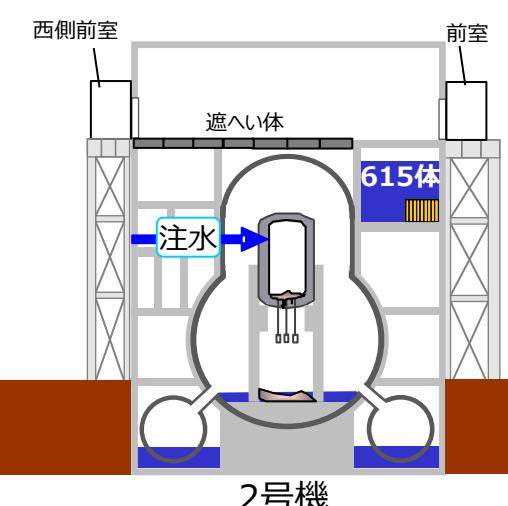
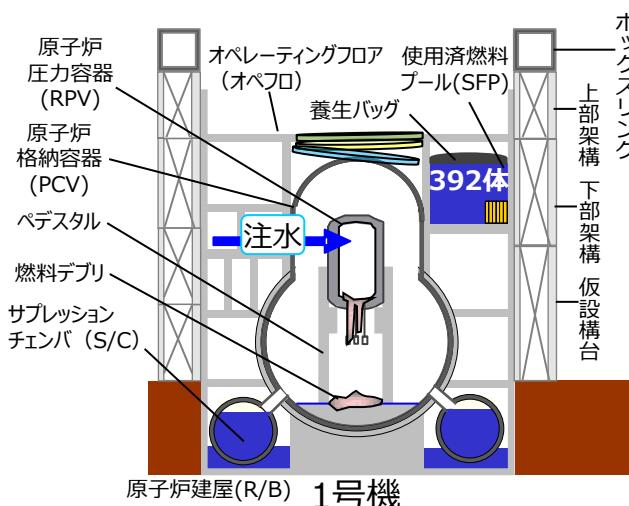
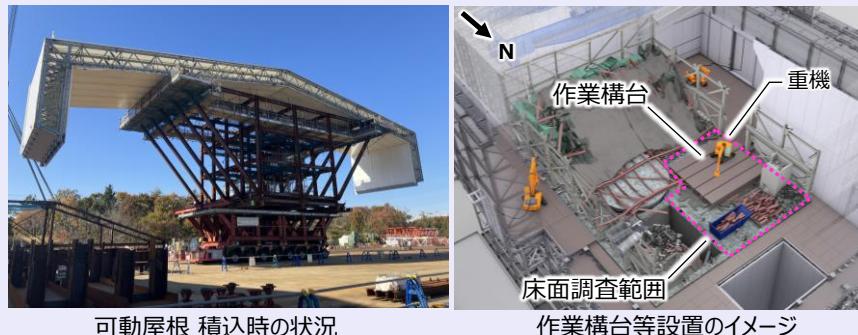
取組の状況

◆ 1～3号機の原子炉・格納容器の温度は、この1か月安定的に推移しています。
また、原子炉建屋からの放射性物質の放出量等については有意な変動がなく、総合的に冷温停止状態を維持していると判断しています。

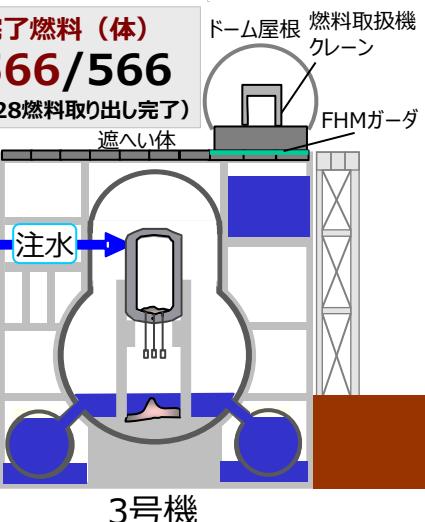
1号機 燃料取り出しに向けた工事の進捗について

1号機の大型カバーの設置に向けた作業のうち、構内作業では、2025年10月12日にボックスリングの建方が完了し、11月7日に全6ブロック中、1ブロック目の可動屋根の建方を実施しました。ガレキ撤去は、大型カバー完成後に実施する計画ですが、上部架構やボックスリングが完成し、オペフロ上のダスト飛散リスクが低減されたことを踏まえ、ガレキ撤去の準備作業としてオペフロ北側にガレキ処理用の作業構台や重機を置くための床面調査を12月以降、準備が整い次第行います。

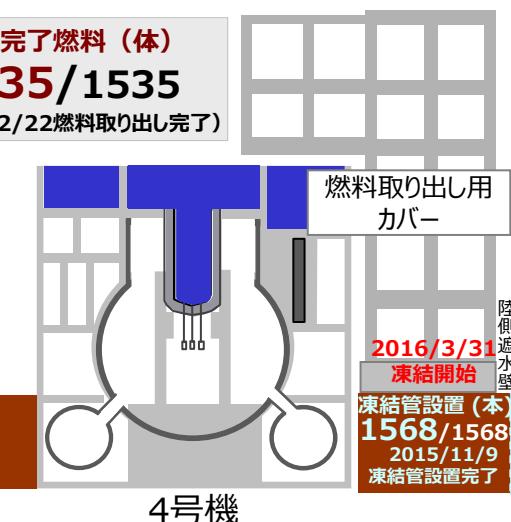
床面調査に先立ち、ガレキ移動等の作業を行いますが、ダスト飛散防止の観点から、大型カバー壁内での把持・切断・集積に留めます。従来の防風フェンス(4m)に対し、大型カバーの壁は高さ(25m)が増すため、オペフロ内の風が抑制された状態となります。調査中に、オペフロダストモニタの警報が発報した際は、作業を速やかに中断し散水を行い、大型カバー可動屋根設置後は、散水に加え可動屋根を閉塞します。



取り出し完了燃料（体）
566/566
(2021/2/28燃料取り出し完了)



取り出し完了燃料（体）
1535/1535
(2014/12/22燃料取り出し完了)



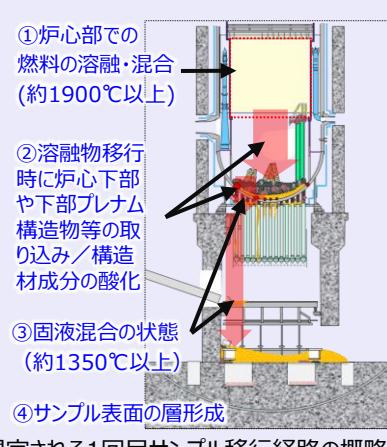
燃料デブリサンプル（1回目）の分析結果について（続報）

2号機の燃料デブリの試験的取り出し作業により採取された1回目の燃料デブリサンプルの分析について、今回は、主にNFD(日本核燃料開発(株))のTEM分析から得られたサンプルの生成過程の推定の続報となります。

組成分析の結果(既報)は、主要な元素に占めるFe+Cr+Niの組成が、炉心下部構造物まで含めた平均組成とほぼ一致していることから、主に圧力容器内の構造材と燃料が溶融混合し生成したと推定しています。また、ウラン濃縮度が炉心の平均値に近いことから、溶融・混合の過程で均された可能性があり(既報)、今後も知見を集めることで、取り出し時の安全対策・臨界防止対策や保管方法の検討時に活用できる可能性があります。

TEM分析で見られた結晶構造や組成から、今回の燃料デブリの生成過程を推定したところ、少なくとも1900°C以上の高温で溶融したと推定しています。その後、固液混合の状態を経て、ベデスタル下部に移行していく過程で約1350°C近傍で凝固したと推定しています。

今回の結果は、表層から採取した1個のサンプルの分析結果による評価であり、今後もこれまでの検討や分析で得られる知見を組み合わせ、事故がどのように進展したかの推定を進め、燃料デブリ分布等の炉内状況の把握に努め、燃料デブリ取り出し工法や内部調査の検討等に活用する予定です。



想定される1回目サンプル移行経路の概略

2/9

3号機 PCV内部気中部調査（マイクロドローン調査）について

3号機については、X-53ペネトレーション(以下、ペネ)と呼んでいる貫通孔からマイクロドローン(130×120×40mm)を飛行させて調査する計画です。調査に必要となる原子炉格納容器の水位低下作業は2025年10月17日に完了し、また、マイクロドローンを原子炉格納容器内に送り込む装置の現場設置も11月27日に完了しました。

調査の目的は、今後の堆積物調査や燃料デブリ取り出し横アクセスで重要なX-6ペネ周辺やペデスタル内の情報収集です。調査では、原子炉格納容器の貫通孔(X-6ペネ等)の状態やペデスタル内部をマイクロドローンのカメラで確認するとともに、3Dモデル構築に向け、ペデスタル内外の点群データを取得するため、全体を撮影します。また、調査で確認された新たな知見等を踏まえ、追加調査を行う予定です。

調査は12月初週に開始し12月に完了する見込みです。

1,3号機 原子炉建屋内のドローン調査について

原子炉建屋内においては、事故の影響により高線量化したことなどから、一部エリアでは調査が十分行えていない状況であるため、1,3号機原子炉建屋内の調査を小型ドローン(199×194×58mm)により実施します。

1号機については、水素滞留のリスクがあるIC(A)のMO弁(3A)、計装ラインの一次弁を調査対象とし、水素ページの検討を行うため、弁の状態等を目視で確認します。

3号機については、燃料デブリ取り出しに向けて計装ラック類の撤去が必要となった場合、配管のPCVバウンダリ、閉止措置を考慮する必要があるため、計装ラック類に繋がっているラインの一次弁の状態等を目視で確認します。

現場調査は、12月上旬より実施予定であり、必要に応じて追加調査を実施します。

主要な取組の配置図



提供：日本スペースイメージング（株） 2024.1.14撮影
Product(C)[2024] Maxar Technologies.